

独立行政法人海技教育機構賛助会員制度規程

平成30年3月28日

海技教育機構規程第25号

最終改正 令和8年3月27日海技教育機構規程第43号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）の業務目的に賛同し、支援、協力しようとする者による賛助会員制度の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 賛助会員（以下「会員」という。）の入会、退会その他必要な事項は本規程の定めるところによる。

(会員資格)

第2条 会員は、機構の業務に賛同して入会した個人（以下「個人賛助会員」という。）又は法人その他の団体（以下「団体賛助会員」という。）とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員になることができない。

(1) 第8条の規定により除名された者又は同条第1項第1号から第5号までのいずれかの事由に該当すると認められる者

(2) 第8条の規定に該当する事由がある場合において、自ら退会した者

(3) 反社会的勢力との関係がある者又はその疑いがある者

(4) その他前各号に準じる、会員となるに相応しくない事由のある者

(入会)

第3条 会員になろうとする者（以下「寄附者」という。）は、原則としてオンライン寄附システムに必要事項を入力し、次条第2項に定める会費を支払うことで賛助会員とすることができる。ただし、オンライン寄附システムを使用できない場合は、「賛助会員申込書」（第1号様式）により入会手続きを行うことができる。

2 会員の資格取得日は賛助会費の支払いを行った日とし、資格の有効期間は資格取得日の翌月1日から1年間とする。

3 理事長は、前条第2項各号のいずれかに該当する事由があると認めたときは、寄附者の入会を拒否しなければならない。

4 会員は、第7条または第9条の規定に該当する事由が発生しない限り、次条に定める会費の納入によって、翌事業年度も継続して会員になることができる。

(会費)

第4条 会費は年会費とし、会員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 個人賛助会員 1口5千円（1口以上）

(2) 団体賛助会員 1口5万円（1口以上）

2 寄附者は、前項に定める会費を機構の指定する方法により納入しなければならない。翌事業年度も継続して会員になろうとする者は、機構の指定する方法によりこれを納入しなければならない。

3 会費の支払いにおいて振込手数料等が発生する場合、当該費用は原則として寄附者の

負担とする。

4 既納の会費は、原則として返還しない。

(会費の定義及び使途)

第5条 会費は、独立行政法人海技教育機寄附金等受入規程（令和2年規程第9号）第2条1項5号の一般寄附金等として取り扱われるものとする。

2 会費は、次の各号に定める事業に使用するものとする。

- (1) 機構が行う教育及び訓練の充実
- (2) 機構が行う調査研究活動の充実
- (3) 機構が行う海事思想普及活動の充実

3 会費の使途の特定は、別に定める。

(届出事項の変更)

第6条 賛助会員は、住所、氏名（法人・団体の場合には法人名・団体名及び代表者名等）、連絡先、会員口数等に変更があった場合には、オンライン寄付システムのマイページ機能又は「賛助会員変更届」（第2号様式）により理事長に届け出ることとする。

(退会)

第7条 会員は、「賛助会員退会届」（第3号様式）を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、寄附金等管理委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て、除名することができる。

- (1) 本規程その他の機構の規程に違反したとき
- (2) 機構の事業を妨げ又は妨げようとしたとき
- (3) 機構に対し、財産上の不当な利益又は便宜の供与（有形無形を問わない）を求めたとき
- (4) 故意又は過失の有無を問わず、機構の名誉を傷つけ又は信用を失わせる行為その他賛助会員制度の目的に反する行為をしたとき
- (5) その他、会員としてふさわしくない事由が認められたとき

2 会員を除名する際の手続きは、別に定める。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である団体、法人が解散したとき
- (3) 会員について破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続き又は特別清算の各申立てがあったとき
- (4) 除名されたとき

(特典)

第10条 会員は、会員資格を取得した日以降、機構の活動に関する情報の提供、会員向け報告・見学会への参加その他機構が定める特典を受けることができる。

2 機構は、いかなる会員に対しても、前項に定めるもののほか、他に何らの利益も提供

しない。

(免責事項)

第11条 機構は、賛助会員制度の適正な運営に努めるが、賛助会員制度の中断、運営の停止又は廃止等によって会員に損害が生じても機構は免責されるものとする。

(会員情報の取り扱い)

第12条 機構は、会員の氏名、名称を当該会員の承諾なく公表しない。

2 前項のほか、会員情報の取り扱いについては、独立行政法人海技教育機構個人情報の保護に関する規程（平成18年規程第6号）その他関係法令等の定めによる。

(庶務)

第13条 賛助会員制度に関する庶務は、広報室で行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年海技教育機構規程第10号）

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和3年海技教育機構規程第5号）

1. この規程は、令和3年9月22日から施行する。

2. 改正後の第3条第1項第2号の規定は、令和3年8月1日から適用する。

附 則（令和4年海技教育機構規程第61号）

この規程は、令和4年3月22日から施行する。

附 則（令和5年海技教育機構規程第42号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する

附 則（令和7年海技教育機構規程第43号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する